

令和 2 年 12 月 18 日	資料 7
第 2 回東京都保険者協議会 第 2 回特定健診・特定保健指導特別部会	

令和2年12月18日

東京都福祉保健局保健政策部健康推進課

受動喫煙防止対策及び禁煙支援について

受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するため、国は改正健康増進法を、東京都は受動喫煙防止条例を制定し、本年4月1日からの全面施行に伴い、屋内は原則禁煙という新たなルールが始まりました。

そこで、改めて、下記により各施設において適切に対応していただきたく、よろしくお願い申し上げます。

記

I 受動喫煙防止対策について

1 改正法及び条例の概要と関係機関・部署等への周知について

本年4月1日から、2人以上的人が利用する施設は原則屋内禁煙となり、基準を満たした喫煙室内以外の喫煙ができなくなっています。法令に基づいた対応をお願いいたします。別添事業者向けチラシ(A4版『2020年4月1日から、屋内は原則禁煙です』)を御参照ください。

各施設において、改正法及び条例の規定を遵守していただくため、1のチラシや、東京都ホームページに掲載している施設管理者向けハンドブック等を活用し、新制度に関する周知をしていただけますと幸いです。当課から、チラシなど各種資材をお送りしてもよい施設や団体等があれば、御紹介ください。

2 相談窓口について

新制度に関する御質問や御相談等につきましては、以下の相談窓口を御案内ください(府内各局や各自治体からの御質問等につきましては、原則として担当課が対応いたします)。

■東京都受動喫煙防止対策に関する相談窓口

- ・受付時間：平日（月～金曜日）午前9時から午後5時45分まで
(祝日・年末年始を除く。)
- ・電話対応：0570-069690（もくもくゼロ）※通話料のみかかります。
- ・来所対応：新型コロナウイルス感染拡大防止のため休止中

II 禁煙支援について

1 リーフレットの配布について

別添のとおり、リーフレット(A4三つ折『卒煙を考えよう』)を刷新しました。データはホームページから御覧いただけますが、当課から、このリーフレットをお送りしてもよい施設や団体等があれば、御紹介ください。

2 禁煙外来等の御案内について

ニコチン依存症治療に保険が適用される都内の医療機関や、禁煙治療に関する支援を行っている区市町村の一覧をホームページに掲載しておりますので、是非御案内ください。

3 喫煙者に対するCOPD啓発について

COPD（慢性閉塞性肺疾患）は、有毒な粒子やガスの吸入による進行性の疾患で、長引く咳、痰、息切れなどの症状が出て、重症化すると、薬物療法や酸素吸入が必要になります。また、日本では毎年1万人以上がこの病気で死亡しています。

COPDについて知っていただくため、別添のとおり冊子（A5版『COPD ご存じですか？』）を作成しておりますので、是非御案内ください。

また、COPDの主な原因が喫煙であることから、喫煙者に向けた啓発として、別添のとおり、喫煙所や健診会場などに貼付できるステッカー（A4版『それ、COPDかも…！』）を作成しました。当課から、このステッカーをお送りしてもよい施設や団体等があれば、御紹介ください。

III その他

I、IIの他、受動喫煙防止や禁煙支援に関する情報は、ホームページの特設サイトに掲載しておりますので、御参照ください。

【とうきょう健康ステーション】内「東京都受動喫煙防止条例」

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kensui/tokyo/kangaekata_public.html

問合せ先

東京都福祉保健局保健政策部

健康推進事業調整担当課長

健康推進課事業調整担当課長代理

宮川(03-5320-4298)

浅井(03-5320-4361)